

業務指示書

ミャンマー国タニンダーリ地域開発計画にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年4月7日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市計画・開発、SEZ開発、港湾開発、民間投資促進に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／SEZ開発計画1/都市・地域開発1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：SEZ開発乃至都市・地域開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 SEZ開発計画2/都市・地域開発2】

- 1) 類似業務の経験：SEZ開発乃至都市・地域開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 工業団地計画・設計】

- 1) 類似業務の経験：工業団地計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾施設設計・積算】

- 1) 類似業務の経験：港湾施設設計にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者4】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年4月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.08283 円, US\$1 = 112.217 円, EUR1 = 118.543 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/SEZ開発計画1/都市・地域開発1

SEZ開発計画2/都市・地域開発2

工業団地計画・設計

港湾施設設計・積算

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年4月27日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

- 5 虚偽のプロポーザル
 プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- 6 プロポーザルの作成にあたっての資料
 プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。
- (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：
 当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」
 (URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
 (ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。
- (2) 業務実施契約に係る様式：
 同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
 (URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
- (3) 規程：
 同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「規程」
 (URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)
- (4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：
 同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
 (URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
- 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について
 契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
 なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。
- (1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
 イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)
 イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高
 ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合
 エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) JICAの役職員経験者の有無の確認日
- (4) 情報の提供
 契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。
- 8 資金協力本体事業等への推薦・排除
 本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。
 (以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

ミャンマー国タニンダーリ地域開発計画にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(24.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/SEZ開発計画1/都市・地域開発1	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： SEZ開発計画2/都市・地域開発2	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 工業団地計画・設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 港湾施設設計・積算	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

2011年3月に発足したテイン・セイン前政権は、国際関係の改善と経済改革に重点をおいた政策に基づき、経済自由化を推進してきた。ミャンマーが政治・経済分野での改革を進め、アジアにおける新たな直接投資のフロンティアとしての位置づけ・役割を果たしつつある中、2016年3月に発足したNLD政権においても同路線が踏襲され、一層強化される方針が打ち出されている。現状ではミャンマー向け直接投資の大半が天然ガスや宝石など資源関連となっており、ミャンマー政府は資源・エネルギー開発だけでは持続的な経済発展は難しいとし、外資導入を通じた工業化を図るべく、経済特別区（Special Economic Zone。以下、「SEZ」という。）の開発を急ぐ意向を示している。

ミャンマー政府は、ティラワ、ダウエー、チャオピューのSEZ開発を計画している。うちダウエーはヤンゴンの南東約680kmに位置、西にアンダマン海に面し、ミャンマー国内の最南端に位置するタニンダーリ地域にあり、東部をタイ国境に接している。

2008年、ミャンマー政府はダウエー市北部の200k㎡をSEZと定め、タイの民間企業（以下、「A社」という）に事業権を付与する枠組協定を締結した。A社は自己資金にて、小規模港湾、貯水池、タイ国境までの接続道路等を建設したものの、2012年、当初計画からの開発の遅れ等により、A社からミャンマー政府に事業権が移管され、2013年に同枠組協定が破棄された。2013年11月、ミャンマー・タイ両国政府の出資によりダウエー開発会社（Dawei SEZ Development Company、以下「SPV」という。）が設立され、ミャンマー政府のダウエーSEZ管理委員会（Dawei SEZ Management Committee、以下、「DSEZMC」という。）との間でダウエーSEZ開発への助言、事業促進等にかかる枠組協定を締結した。2014年より、ミャンマー政府は、初期開発事業として27k㎡の工業団地とその周辺インフラ開発についての事業権入札を実施し、再度A社を含む共同企業体が応札、2015年8月にはコンセッション契約が締結され、初期開発事業が進められてようとしている。

2013年以降ミャンマー及びタイの両国政府から日本政府に対してダウエーSEZ開発への参画要請があり、2015年7月に日・タイ・ミャンマー三カ国による「ダウエー経済特別区プロジェクトの開発のための協力に関する意図表明覚書」（MOI）が交わされたことを受け、日本はダウエーSEZ開発への協力として、①SPVへの出資、②SPVへの専門家派遣等を通じた本格開発事業における技術的連携、及び③全体開発事業における新規幹線道路の建設のあり方を探るための事前事業化調査（プレFS調査）を実施してきた。さらに、2016年10月には新たにDSEZMCのメンバーも任命され、ミャンマー政府内の開発推進体制も確立されたところである。これまでの政府間協議の中で、ミャンマー政府はSEZ開発を通じてミャンマー全体の経済社会に裨益しながら、同時にダウエーを擁するタニンダーリ地域の産業振興、雇用創出や地域住民の生活の質の向上といった地域の均衡のとれた持続的な発展を重視している。本情報収集・確認調査は、ミャンマー政府から日本政府に対して、タニンダーリ地域・ダウエーSEZ開発及び大水深港計画への協力が要望されたことを踏まえ実施されるものである。

2. 業務の目的

（1）業務の目的

本業務は、ミャンマー国タニンダーリ地域及びダウエーSEZ開発にかかる既存情報を収集・分析し、タニンダーリ地域に係る地域開発・ダウエーSEZにかかる開発計画及び大水深港計画を提案することを目的とする。

（2）受益者

タニンダーリ地域（人口約140万人）、ダウエー県（人口約50万人）及び間接受益者としてミャンマー国民（5,141万人）

- (3) ミャンマー政府側カウンターパート機関
ダウエーSEZ 管理委員会 (DSEZMC)
タニンダーリ地域政府
ミャンマー港湾公社(Myanmar Port Authority; MPA)

3. 業務対象地域
ミャンマー国タニンダーリ地域

4. 業務の範囲

本業務受注コンサルタント（以下「コンサルタント」とする）は「2. 業務の目的」を達成するために「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品」に示す報告書を作成する。

5. 業務実施上の留意点

(1) タニンダーリ地域に係る開発・ダウエーSEZ 開発計画の調査実施方針

タニンダーリ地域は、800 以上の島嶼や豊富な河川等から地上/地下資源の産業への活用や観光産業振興への優位性が挙げられる一方で、ミャンマーの主要都市から遠距離にあり、且つ、ミャンマー国内及び近隣国との道路等の運輸交通インフラが整備されておらずコネクティビティも高くないため、国内主要都市との生活水準の格差、脆弱なインフラによる産業化の遅滞といった課題が指摘されている。特に地域内住民の凡そ 15 万人（総人口の約 9%）がタイ及びタイ国境周辺への出稼ぎ労働者とされ、地域産業の創出・発展による雇用創出へのニーズは高い。これまでの各種調査ではダウエーSEZ 開発を主要な対象としているため、地域開発計画策定のためにはタニンダーリ地域のインフラや産業・雇用の課題に関し、ミャンマーの他地域との比較分析、中央・地方政府の開発計画等についての情報収集・分析が必要とされている。

SEZ 開発に関しては、2013 年以降、関係者間で合意された全体開発計画が存在せず、2015 年にタイの援助機関である周辺諸国経済開発協力機構（The Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency。以下「NEDA」という。）により「Integrated Master Plan on Dawei Special Economic Zone Project Development」（以下、「NEDA マスタープラン」という。）が策定され、ダウエー全体の開発計画が示された。その内容は産業需要予測から各インフラ施設の事業採算性等幅広いが、概略的な検討に留まっている。また、これまで実施されたダウエーSEZ の調査では、共通したフレームワークがベースになっていないことから、開発計画を具現化するには、それらを統合的に集約・検証することが必要とされている。

ダウエーSEZ 開発とタニンダーリ地域開発は相互に関連し地域にとって均衡ある発展を遂げることが望まれている。そのため、本調査ではダウエーSEZ を起爆剤としたタニンダーリ地域の発展、さらにはミャンマー主要都市とのコネクティビティの向上・社会経済の発展を念頭に開発計画を検討し、ミャンマー政府に提示する。

(2) 大水深港計画の調査実施方針

港湾については、2008 年以降、A 社により掘り込み式の大水深港湾が計画され、バルク、LNG、コンテナ及び一般貨物ターミナル等を整備すべく、一部仮設道路の建設等が進められた。同時に SEZ 外に建設資材受入等を目的とした小規模港湾（棧橋）の建設も進められ、その後の初期開発事業においても、同計画が基本的に踏襲されている。

NEDA マスタープランではそれまでの大水深港等に加えて重化学産業やコンテナターミナル等の配置が検討され、BOT 方式のみならず公共の関与の必要性も指摘されているが、概略的な検討に留まっている。

ダウエーはメコン地域の南部経済回廊における西側の出口であり、メコン地域とインド洋

以西を結ぶ重要な結節点となり得る。大水深港建設に向けては、ミャンマー政府の政策・開発方針に加え、国内外の輸送ルートの考察を踏まえてダウエー大水深港の需要予測・物流計画を検討し、ダウエーの大水深港の潜在的な可能性を提示するとともに、具体的な関連設備を含めた大水深港整備計画について検討を行い、ミャンマー政府に提示する。

(3) 本調査の全体工程と位置付け

本調査は、主に3つのコンポーネント(①タニンダーリ地域開発、②ダウエーSEZ 開発及び③ダウエー大水深港開発計画)に大別されるが、調査の第一段階としてタニンダーリ地域の地域開発を基盤に地域住民への裨益の観点を重視する地域開発に向けた基礎情報収集・分析を行い、そのうえで経済発展の中心を担うダウエーSEZ 開発の現状・課題を把握する。さらに、ダウエーSEZ 開発の中の大水深港について現状・課題分析を行う。

第二に、第一段階での情報収集・分析を踏まえタニンダーリ地域の開発方針の検討、ダウエーSEZ開発のビジョンを作成し、関係者間において合意形成を図る。同時に6-2-2(4)の通り、ダウエーSEZ開発における産業・インフラ需要予測の測定を行う。なお、この需要予測は、ダウエー大水深港開発計画において参照しながら、港湾貨物量需要予測を行い、物流計画を検討する(6-3-4)。産業・インフラ需要予測と港湾貨物量需要予測に従事する調査団員は相互に十分に情報共有を行い効率的な作業が可能な体制を構築する。インテリムレポートは3コンポーネント同時に作成、報告する。

第三に、3コンポーネントについて開発・整備計画を策定し、概算コストを積算する。特にダウエーSEZ開発及び大水深港開発においては環境社会配慮への対応が想定されることから必要な基礎情報収集・分析を行った上で方策を検討する。結びに本調査の全体的な結果、留意事項等を含む、必要な提言を取りまとめる。

なお、本調査は既存のマスタープラン、開発調査を基礎とし、開発の総合的な方向性を提案するものであり、本調査において個別具体的な日本のODA事業の形成は想定しない。

(4) 目標年次について

本調査では、既存政策及び各種調査結果において使用されているタイムフレームを整理したうえで、国家総合開発計画(National Comprehensive Development Plan)の目標年次である2030年を目標年次として設定しつつ、必要に応じ、長期的な目標年次(~2050年)を用いる。開発ビジョン・コンセプト及び開発計画検討、社会・経済フレームワークの設定、開発戦略の策定については、目標年次に沿った検討を行う。

また、いずれの場合も5年を1タームとして段階的な開発計画を検討する。

(5) 調査実施体制

本件調査のカウンターパート機関は、DSEZMCとする。そのうえで、ダウエーSEZ 開発はミャンマー、タイ、日本がMOIに基づき開発を進めていくことで合意されていることから、調査方針・内容の議論を行っていく場として3カ国の関連機関から成るSteering Committee(SC)の設置を予定する。SCの設置についてはミャンマー側の意向を踏まえ今後検討され、以下のミャンマー政府関係機関に加え、タイ及び日本の関係機関との調整を行うものとする。

(ミャンマー関係機関)

DSEZMC

Ministry of Planning and Finance

タニンダーリ地域政府(Tanintharyi Region Government)

Ministry of Construction

MPA

Ministry of Electricity and Energy Ministry of Transport and Communications

Ministry of Commerce

Ministry of Hotels and Tourism
他

(日本関係機関)

JICA
外務省
経済産業省
国土交通省
国際協力銀行

(タイ関係機関)

National Economic and Social Development Board (NESDB)
Ministry of Transport
Ministry of Finance
NEDA

(三カ国関係機関)

SPV

(6) 既往関連調査・計画の最大限の活用

本調査では、日本、ミャンマー、タイの官民関係者が有する既存情報の収集、関連機関へのヒアリング調査、現地踏査を実施し、それら情報に基づく分析を実施することを想定している。既にミャンマー政府、タイ政府、JICA、本邦各省庁、他ドナー、研究機関等が多数調査を実施しており、これらを極力活用して省力化を図ること。

また、現在 SPV には 2 名の JICA 専門家が派遣されており、また建設省に運輸交通政策専門家が派遣されている。これら専門家とも十分に情報共有・連携すること。

JICA では「全国物流に関する情報収集確認調査」(~2017 年 6 月)を実施している。また JICA 及び本邦関連省庁で実施される(若しくははされている)ダウエー開発に係る調査等事業(具体的には「4. 参考資料」を参照。また調査開始後は別途 JICA と協議)とも連携して密に情報共有・調整しながら調査を実施すること。

(7) 初期開発事業との一貫性の確保

ダウエー SEZ は、全体で約 200 km² が SEZ として指定されており、うち約 27km² 及び関連インフラ施設開発が A 社等の共同企業体により進められており、全体開発計画では、初期開発事業との一貫性、整合性を考慮する必要がある。そのため、A 社より情報収集を行い、事業内容、計画及び進捗状況を把握したうえで全体開発計画を検討する。

6. 業務の内容

上記「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

6-1. 事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

(1) 業務実施計画の検討

既存の関連資料・情報・データを整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。

それらを踏まえ、インセプションレポートを作成し、内容に関し JICA の承認を得る。

(2) インセプションレポートの協議

カウンターパート機関並びに関係機関とインセプションレポートの協議を実施する。

6-2 タンダーリ地域開発・ダウエーSEZ 開発の検討

6-2-1. 既存計画・調査・関連政策レビュー

(1) 既存計画・関連政策のレビュー

国土開発、産業開発、インフラ開発、地域開発等に係る既存計画・調査結果の収集、レビューを行い、ミャンマー政府の上位計画を把握し、タンダーリ地域及びダウエーSEZ開発に関連する以下のような開発政策、計画の内容について分析を行う。収集した情報を極力活用し省力化を図りつつ、不足する情報について必要に応じて補足調査を行うこととし、効率的に現況把握を行う。

- 1) 上位計画、その他関連計画・政策
- 2) タンダーリ地域の産業開発政策・計画
- 3) タンダーリ地域政府の行政・法制度
- 4) SEZ 開発に関連する既存の行政・法制度及び政策

(2) タンダーリ地域における社会経済等概要及び開発課題

タンダーリ地域の特に主要三都市（ダウエー、メイ及びコートン）における社会経済、インフラ、産業及び自然環境に関し、既存開発計画や事業のレビューを通じて、概況把握をする。(1)と同様に、ミャンマー政府、JICA、他ドナー、研究機関等が行った既存の M/P や調査のレビューを中心とするが、必要に応じ現地調査を実施し、現状把握をする。なお、タンダーリ地域内には少数民族の生活圏が認められるため、コミュニティ調査を提案する場合は十分に配慮する。さらに、本項目については、地域産業・資源の積極的な活用を念頭に情報を整理する。調査項目については最低限以下を想定している。

1) 社会経済状況

経済活動、人口動態・分布・増加率、少数民族、雇用状況、産業集積、インフォーマルセクター、教育、保健・医療、貧困等の社会経済状況等

2) 社会基盤インフラ・施設等の状況

- ・発電、送電グリッド整備、電力需給、変配電施設、配電網整備、エネルギー関連施設状況
- ・物流ターミナル、港湾施設、道路、物流関連施設、通関施設等
- ・給水状況、水質、地下水利用、上・下水道整備、環境衛生・感染症、都市排水
- ・廃棄物処理方法、ゴミ収集・最終処分場施設

3) 産業に係る事業実施状況

- ・主要産業概況
- ・公的事業の実施状況
- ・民間企業の活動状況及び投資動向

4) 自然環境概況

- ・災害状況、自然資源、観光資源等

5) その他都市インフラ整備、社会サービスの状況

- ・情報通信、公衆衛生、学校、病院施設等

(3) ダウエーSEZ 開発の既存開発計画と現状にかかるレビュー

ダウエーSEZ 開発では既に初期開発事業が開始されており、初期開発事業の計画、進捗状況、周辺の現況（特にダウエーSEZ～ミャンマー・タイ国境間道路）を勘案し、全体計画を検討する必要がある。また、ミャンマー政府、JICA、他ドナー、研究機関等により M/P の策定や各種調査が実施されているため、それらを統合的に検証し、課題を整理しレポートに記載する。必要に応じ現場踏査を行い、詳細に把握するよう努める。

6-2-2. 開発の方向性の検討

(1) 社会経済フレームワークのレビュー及び検討

ミャンマー政府の人口センサス（2014年）の内容及びNEDAや他調査・研究でベースとしている社会経済フレームワークのレビューを踏まえ、目標年次（2030年以降）における計画フレームを設定し、タニンダーリ地域開発計画、SEZ開発計画及び港湾開発計画の基礎情報として反映する。

(2) タニンダーリ地域の開発方針の検討

6-2-1.を通じて得られたタニンダーリ地域の概況を踏まえ、開発課題の整理を行う。それらをミャンマー政府・タニンダーリ地域政府に提示しつつ、協議を通じ、開発課題の緊急度・優先度を把握する。(3)において検討するダウエーSEZの開発ビジョンとの関連性やダウエーSEZ開発の位置づけを十分に考慮し、タニンダーリ地域とダウエーSEZ開発との均衡の取れた開発方針を、特に以下の項目について、長期的な視点で検討する。なお、検討に当たっては、政府の財政能力を分析し、財政的に過大な計画とならないよう留意する。調査項目については最低限以下を想定している。

- 1) 主要三都市（ダウエー、メイ及びコートン）におけるインフラ整備
- 2) 主要三都市（ダウエー、メイ及びコートン）における電力供給計画（系統接続、タイからの送電等の検証）
- 3) 農業・漁業・観光分野を含む産業振興のための①タニンダーリ政府の政策・法制度、②金融、投資促進、③品質向上、生産性向上
- 4) 豊富な海洋資源及び周辺島嶼を活用した観光資源保全・開発計画
- 5) 雇用創出及び産業振興に対応する産業人材育成。特に職業訓練及び教育機関との連携。
- 6) ダウエーSEZ開発とタニンダーリ地域との効果的な連携の在り方
- 7) 環境社会配慮
- 8) 開発にかかる住民参加・合意形成のプロセスの方策

(3) ダウエーSEZ開発の開発ビジョンの検討

ダウエーSEZ開発は、上述のとおりタニンダーリ地域との関連性を考慮しながら、同時にSEZとして将来投資を検討する民間企業にとり、付加価値のある魅力的な環境を整備する必要がある。かかる観点を踏まえ、ダウエーSEZ開発のビジョンを検討する。検討にあたっては、具体的には以下の要素を加味する。さらに、ビジョンは複数案作成し、6-2-3.で作成するインテリムレポートを通じ提示する。

- ・ミャンマー及びタニンダーリ地域の開発の方向性とその中でのダウエーSEZの位置付け・役割の明確化。
- ・ミャンマーの経済中心部であるヤンゴンや地方拠点都市とのコネクティビティを通じて、周辺地域の産業発展の促進、ミャンマー及びタニンダーリ地域の経済社会開発への裨益
- ・環境にやさしい技術を積極的に活用し、自然環境を生かした開発を重視した都市計画
- ・周辺住民の生活のための就労機会、教育、医療等の充実
- ・地域の資源、地場の産業の活用
- ・民間の参入を念頭においた効率的な投資環境の整備
- ・労働力確保に関するシナリオの提示

(4) 産業・インフラ需要予測及び産業・インフラ開発シナリオの検討

NEDA マスタープランにおける産業需要予測と、6-2-1.で得られた情報をベースに産業開発・インフラ開発シナリオを検討する。産業開発シナリオは、2030年以降を目標年次とし他調査で示されている経済動向及び産業需要予測等に鑑み段階的なシナリオを検討する。

加えて、それら産業開発シナリオに応じたインフラ開発シナリオを検討する。なお、これらシナリオはダウエーSEZ 開発における方向性、規模、スケジュールを含んだ概要を提示するものとし、6-2-2.(3)で検討される開発ビジョン・コンセプトの基礎資料としながら、タニンダーリ地域のインフラ開発計画との整合性に留意し、効率的なシナリオとする。

さらに、必要に応じてミャンマー、タイ、及び日本の民間企業のニーズのヒアリング等を実施することにより把握・分析し、シナリオ実現に向けた問題点、課題等について把握する。

6-2-3. インテリムレポートの作成・説明・協議

6-2-2までの業務全体の成果をインテリムレポート案として取り纏め、カウンターパート機関及びJICAと説明・協議を行い、基本的了解を得る。さらに、ミャンマー、日本、タイ関係者のワークショップを開催しコメントを得る。それらを踏まえ、6-2-4から6-2-5の調査方針について、必要に応じてカウンターパート機関、JICA及び関係機関との協議を踏まえて見直しを行い、インテリムレポートにまとめる。

6-2-4. タニンダーリ地域開発計画及びダウエーSEZ 全体開発計画の策定

(1) タニンダーリ地域開発計画の検討

6-2-2.(1)で検討した開発方針についての関係者間の協議結果に基づき、開発方針をアップデートする。具体的に以下の点についてまとめ開発計画を策定する。

- 1) 主要三都市におけるインフラ整備計画と段階的整備計画
- 2) 主要インフラ整備にかかる概算コスト積算（主要都市、セクター別）
- 3) 電力供給計画及び概算コスト積算
- 4) 産業振興計画
- 5) 人材育成計画
- 6) 住民参加計画
- 7) 経済効果分析

(2) ダウエーSEZ 全体開発計画にかかるアウトラインの検討

関係者間で協議された開発ビジョンに基づき、全体開発計画のアウトラインを策定する。長期的視野に立ち、開発の全体像を示しつつ、合理的・効率的なインフラ施設の段階的な整備を提案する。

また、全体開発計画で創出される雇用を算出し、就労人口の需要と供給のバランスを考慮する。ダウエーSEZ では周辺住民やタイへの出稼ぎ労働者や少数民族難民を呼び戻しての雇用が期待されることから、タニンダーリ地域の教育機関の現況を踏まえた産業人材育成にかかるプログラムを検討する。加えて、SEZ に投資する企業にとっては円滑な通関手続き（主にタイ・ミャンマー国境）や許認可業務等といった投資環境の整備やそれらをミャンマー政府により滞りなく実施される体制が不可欠である。ティラワ SEZ では先進的なワンストップサービスセンターが運用されていることから、そうした既存制度や運用の導入を検討する。全体開発計画においては、インフラ設備（ハード面）のみならず、雇用創出や SEZ 運営にかかるソフト面の提案を含むことに留意する。調査項目については最低限以下を想定している。

- 1) 既存の調査で提案されたダウエーSEZ 開発の土地利用計画、造成計画等レイアウト及び配置図のレビューを踏まえた空間的配置計画
- 2) 主要インフラ施設の特定と各インフラ施設の規模感の策定
- 3) 段階的整備計画の策定
- 4) 概算コスト積算
- 5) 戦略的な雇用、人材育成及び能力開発に関する包括的計画
- 6) 投資環境整備・実施体制構築
- 7) 経済効果分析

6-2-5. 環境社会配慮

ダウエーSEZ 開発周辺地域では、初期開発事業で民間企業が環境社会配慮（用地取得、住民移転）にかかる事項に対応しており、全体開発計画の実施にあたっては以下のように環境社会配慮上の課題を把握し、方策を検討する必要がある。

- 1) ミャンマー及びタニンダーリ地域における環境社会配慮の法制度、執行体制にかかる情報収集
- 2) ダウエーSEZ 開発の初期開発事業における環境社会配慮の実施概要、現状の把握
- 3) ダウエーSEZ 開発の全体開発計画実施における環境社会配慮上の課題の抽出
- 4) 対象地域の現地調査（現地踏査、ヒアリング）
- 5) 環境社会配慮上の対応において取るべき方策の提言

6-3. ダウエー大水深港計画の検討

6-3-1. ミャンマー及び周辺地域における港湾開発の現状・課題の把握

以下のようにミャンマーの港湾及び関連セクターの現状・課題を把握し、大水深港を検討する際の基礎資料とする。また、近隣国における国際港の概況を調査し、比較分析を行い、ダウエーの比較優位性を整理する。

- 1) メコン地域及び環ベンガル湾地域の物流の現状、港湾開発の現状及び将来の方向性にかかる情報収集整理（メコン各国とインド洋沿岸、欧州、中東及びアフリカとの物流を含む）
- 2) ダウエーを中心としたタニンダーリ地域と、周辺国及びミャンマー国内との物流にかかる現状、課題の把握
- 3) ミャンマー国及びタニンダーリ地域での港湾の開発、運営にかかる現状、他ドナー、民間による港湾セクター、物流セクターへの投資動向の把握
- 4) ミャンマー国内における SEZ 開発、大水深港開発にかかる制度、法的枠組み等の現状の把握
- 5) ミャンマー国内及びメコン地域における国際港にかかる法的枠組み、制度、運営及び事業規模に関する比較分析。また、それら先行事例の港湾施設仕様、施設機材の状況調査

6-3-2. ダウエー大水深港開発に係る既存計画のレビュー

これまでA社やNEDAが実施したマスタープランで計画されてきたダウエー大水深港湾計画の内容（ダウエー大水深港開発の位置づけ、社会経済フレームワーク、機能、これまでの検討経緯等）について情報収集整理を行い、レビューする。調査項目については最低限以下を想定している。

- 1) 計画地周辺の自然環境条件について情報収集整理を行い、必要に応じ現地調査を行う
- 2) ダウエー大水深港開発にかかる運営・実施体制（技術、財務能力）の現状の把握
- 3) ダウエー大水深港開発にかかる港湾管理及びターミナルオペレーターの選定方法に関連する法律・制度をレビューする
- 4) ダウエー大水深港開発に係る関係者へのヒアリングを通じ、今後の整備計画、関係者の意向、要望等について把握する
- 5) 港湾需要予測についてはNEDAマスタープランにおける港湾需要予測で用いられた手法や推計結果のレビューを行い、必要に応じてデータを更新する。

6-3-3. ダウエー大水深港開発計画に係る技術的レビュー

これまで実施された（もしくははされている）港湾関連施設計画（初期開発事業及び全体開発を含む）について技術的観点からレビューを行い、課題を抽出し、今後、大水深港建設を含む港湾関連施設計画を検討するにあたっての基礎資料とする。なお、検討に際しては、初

期開発事業の進捗状況を十分に把握した上で整合性、関連性に十分留意する。

6-3-4. ダウエー大水深港建設を含む港湾関連施設計画の策定

6-2-2.(4)において検討される産業開発シナリオ及び産業需要予測を踏まえ港湾貨物量需要予測を行い、段階整備を考慮した深海港建設を含む港湾関連施設計画を複数案検討する。その手順は以下を想定しているが、適宜プロポーザルにて提案すること。

なお、ダウエーSEZ 前面は砂浜海岸が広がっており、深海港建設を含む港湾関連施設計画に当たっては海岸侵食や堆砂等に対する対策を十分に検討することが求められる。

- 1) 港湾貨物量需要予測は、①コンテナについては外貿／内貿接続のトランシップの可能性について分析しつつ、外内貿／トランシップ別、実入／空別、品目別、仕向地別に推計、②非コンテナについては、主要品目を特定の上、品目別、荷姿別、仕向地別に推計する。なお、本需要予測については、③実現のためのシナリオ検討・条件の分析、④条件が満たされない可能性（下振れリスク）の程度、及び③～④を加味した需要予測を行う。
- 2) 港湾貨物需要予測に基づき深海港建設を含む港湾関連施設計画において必要な施設を特定し、それら施設の仕様を設定する。
- 3) 特定された施設について全体配置計画を複数案検討し（概算コストを含む）、それぞれについて段階的整備計画を策定する。
- 4) 提案された港湾計画案複数案について、概算コスト、スケジュールの観点から比較検討を行い、深海港建設を含む港湾関連施設計画を策定する。なお、策定にあたっては土量バランス、操船オペレーション、安全性、海岸の安定性等¹を考慮する。
- 5) 自然・社会環境条件に関し必要な調査を実施する
- 6) 環境社会配慮上、必要な課題を抽出する。

6-3-5. インテリムレポートの作成・説明・協議

6-3-4までの港湾関連の成果を6-2-3. で言及したインテリムレポート案に取り纏め、カウンターパート機関及びJICAと説明・協議を行い、基本的了解を得る。さらに、ミャンマー、日本、タイ関係者のワークショップを開催しコメントを得る。それらを踏まえ、6-3-6から6-3-7の調査方針について、必要に応じてカウンターパート機関、JICA及び関係機関との協議を踏まえて見直しを行い、インテリムレポートを完成させる。

6-3-6. 実施計画の策定

策定した計画に基づき、以下の項目について施設ごとに検討を行う。

- 1) 概略設計
- 2) 事業費概算
- 3) 事業工程
- 4) 資金計画の大枠
- 5) 開発段階ごとに必要資金額、資金の調達・事業実施方法（PPPを含む）の提案

¹ ①土量バランス：港湾建設に際し発生する見込みである掘土量と埋立土量（埋立地や背後用地の盛土のために必要な土）との量的バランスを指す。特に経済性・環境配慮の面から検討する。さらに、浚渫土の処分が必要となる場合には、処分方法（海洋投棄等）を検討する。

②船舶オペレーション：操船の容易性や操船上の安全性のことを指す

③安全性：港湾の建設・運営に当たって必要となる安全性（船舶の輻輳の排除。危険物との十分な距離を保つこと。港内の静穏性の確保等）を指す。

④海岸の安定性：建設から運営に至るまで長期的に安定的な海岸形状を維持することを指す。特に海岸侵食や堆砂の軽減について検討する。

- 6) 計画実施、維持管理・運営（港湾管理・オペレーターの選定方法）にかかる体制及び資金計画（港湾使用料含む）の提案
- 7) ダウエーSEZ 開発計画との関連における経済・財務分析

6-3-7. 環境社会配慮

ダウエーSEZ 開発周辺地域では、初期開発事業で A 社が環境社会配慮（用地取得、住民移転）にかかる事項に対応しており、全体開発計画の実施にあたってはこれを参考に課題を把握し、方策を検討する必要がある。調査項目については最低限以下を想定している。

- 1) ミャンマーにおける大水深港建設にかかる環境社会配慮の法制度、執行体制、関連法制度整備、適用事例にかかる情報収集
- 2) 初期開発事業における環境社会配慮の実施概要、現状の把握
- 3) 大水深港湾開発計画実施における環境社会配慮上の課題の抽出
- 4) 対象地域の現地調査（現地踏査、ヒアリング）
- 5) 環境社会配慮上の対応において取るべき方策の提言

6-4. 結論と提言

本調査の全体的な結果、留意事項等を含む、必要な提言を取りまとめる。

6-5. ドラフトファイナルレポートの作成・説明・協議

業務全体の成果をドラフトファイナルレポートとしてとりまとめ、カウンターパート機関及びJICAとの説明・協議を行い、基本的了解を得る。さらに、ミャンマー、日本関係者のワークショップを開催し、計画を提示する。

6-6. ファイナルレポートの作成・説明・協議

ドラフトファイナルレポートに対するカウンターパート機関からのコメントを反映したうえで製本し、JICAに提出する。

7. 成果品

次に示す報告書を作成し JICA に提出する。各報告書のカウンターパート機関への説明、協議に際しては、事前に報告書（案）を作成し JICA に提出及び説明のうえ、その内容について了承を得るものとする。報告書（案）を事前に確認するための十分な時間的余裕（最低 1 週間程度）を見込むこと。各報告書の内容に修正が生じた場合は、速やかに対応を図ったうえでカウンターパート機関へ提出及び説明を行うものとする。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとする。

(1) 報告書

1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項：業務実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、等

提出時期：業務開始後 15 日以内

部数：英文 25 部（うち JICA へ 5 部）、和文 10 部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF

2) インテリムレポート IT/R)

記載事項：調査対象地区の現況把握、分析、開発課題の分析結果

提出時期：業務開始後 4 カ月を目途

（但し、雨季を考慮し、調査行程と合わせ提出時期を後ろ倒しにし、プロポーザルにて提案すること認める。）

部数：英文 25 部（うち JICA へ 5 部）、和文 10 部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF

3) ドラフトファイナルレポート(DF/R)

記載事項：本業務の全体成果

提出時期：業務開始後 9 カ月を目途

(但し、雨季を考慮し、調査行程と合わせ提出時期を後ろ倒しに、プロポーザルにて提案すること認める。その場合、ドラフトファイナルの検討時期を十分に考慮すること)

部数：英文 25 部 (うち JICA へ 5 部)、和文 10 部 (すべて簡易製本)、和文・英文・緬語パンフレット案

電子データ：上記報告書及びパンフレットの PDF

4) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：本業務の全体成果

提出時期：業務開始後 11 カ月を目途

部数：英文 25 部、和文 5 部、英文・緬語要約 25 部 (すべて製本)、
和文・英文・緬語パンフレット各 100 部

電子データ：CD-R 4 部

インセプションレポートを除く各レポートの巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約を含めることとする。ファイナルレポートの体裁については各要約の冒頭にページの色を変えた調査結果の概要表を含めること。

なお、カウンターパート機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて、プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

(2) その他の提出物

1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議に係る議事録 (M/M) を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、10 日程度のうちに JICA に提出すること。

2) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICA に提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 15 日以内

部数：和文 1 部 (簡易製本)、電子データ (PDF、MS ワード、エクセル)

3) 調査活動業務報告書

調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。

4) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA が提示する様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

5) 広報用資料

本調査の概要を取りまとめた広報資料 (A4 4-8 枚程度) をファイナルレポートの内容に即して作成し、機構に提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを

検討する。

記載事項（例）：

- ① 対象範囲
- ② 対象地域概況（面積、人口、産業、社会状況等の基本情報）
- ③ 調査成果・結果（ダウエーSEZ 開発及びタニンダーリ地域開発）
- ④ 結論・提言

6) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（調査対象サイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用を想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：CD-R 1 枚（デジタル画像 50 枚程度／jpeg ファイル形式／各画像ファイルは Web 上での使用に耐えられる 1MB 以上の画素数とする。）

7) 業務実施報告書

最終報告書（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期限内に JICA に提出する。

記載事項：

- ① 最終報告書の概要
- ② 活動内容（調査）
 - ・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、現地活動体制等）
- ④ 調査業務の内容にかかる提言
- ⑤ 添付資料
 - ・業務フローチャート
 - ・業務人月表
 - ・調査用資機材等取得明細表（引渡リスト含む）
 - ・会議記録等
 - ・収集資料リスト
 - ・その他調査活動実績

提出時期：業務完了時

部数：和文 3 部（簡易製本）

8) その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(3) 成果品の仕様

インセプションレポート、インテリムレポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本調査に係る業務工程計画の概要は次によるものとする。2017年5月中旬に国内業務を開始し、遅くとも2017年6月より現地調査を開始する。約12か月後の2018年5月を終了目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

総計 約40M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安でありこれと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (ア) 総括／SEZ 開発計画 1/都市・地域開発 1 (2号)
- (イ) SEZ 開発計画 2/都市・地域開発計画 2 (2号)
- (ウ) 工業団地計画・設計 (3号)
- (エ) 産業開発 (農業・漁業・観光を含む)・需要予測
- (オ) 法制度
- (カ) 財務・経済効果分析
- (キ) エネルギー・電力供給計画・設計
- (ク) 交通計画 (道路・鉄道)
- (ケ) 給排水・廃棄物・防災計画・設計
- (コ) 環境社会配慮
- (サ) コミュニティデベロップメント (教育・人材育成・能力開発)
- (シ) 物流計画
- (ス) 港湾施設設計・積算 (3号)
- (セ) 港湾運営・維持管理
- (ソ) 海岸保全計画
- (タ) 自然条件調査
- (チ) 業務調整・広報 PR/計画補助

3. ミャンマー政府の便宜供与

特になし。

4. 参考資料 (以下に示す各リンク先から入手可能。)

- ① ミャンマー国 少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査ファイナル・レポート 主報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012635.html>
- ② ミャンマー国全国運輸マスタープラン (調査名: ミャンマー国全国運輸交通プログラム形成準備調査)
http://www.jica.go.jp/information/seminar/2014/ku57pq00001nep1r-att/kf20140813_01_01.pdf
和文要約 <http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000020103.html>

英文要約 <http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000020104.html>

英文本体 <http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000020105.html>

※和文は要約版のみの作成。

- ③ ミャンマー国 南部経済回廊情報収集・確認調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028104.html>
- ③ ミャンマー・ダウエー開発等における事業可能性調査報告書(経済産業省)
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003182.pdf
- ⑤ 南部経済回廊に関する課題検討調査報告書(経済産業省)
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E003696.pdf
- ⑥ ミャンマー産業化促進支援総合開発計画調査(経済産業省)
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/000107.pdf
- ⑦ REGIONAL CONNECTIVITY, THE COMPREHENSIVE ASIA DEVELOPMENT PLAN(CADP) AND MYANMAR COMPREHENSIVE DEVELOPMENT VISION
[http://www.eria.org/3.Toward%20CADP3%20Regional%20Connectivity,%20the%20Comprehensive%20Asia%20Development%20Plan%20\(CADP\)%20and%20Myanmar%20Comprehensive%20Development%20Vision%20\(MCDV\).pdf](http://www.eria.org/3.Toward%20CADP3%20Regional%20Connectivity,%20the%20Comprehensive%20Asia%20Development%20Plan%20(CADP)%20and%20Myanmar%20Comprehensive%20Development%20Vision%20(MCDV).pdf)
- ⑧ タイ～ミャンマー南部における越境物流システムに係る実証実験による調査報告書(国土交通省)
<http://www.mlit.go.jp/common/001144518.pdf>

5. 貸与資料

以下の資料は JICA 東南アジア・大洋州部 4 課(03-5226-8950)において貸与可能。

- ① ダウエー初期開発事業概要

6. 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案する。

7. 再委託(現地・国内)

本指示書中に明記されている「環境社会配慮」(現地再委託)については、当該業務について経験・知見・ノウハウを豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。なお、この他に効率性及び経済性の観点から現地・国内再委託が必要と判断される業務がある場合は、理由を付してプロポーザルで提案すること。

現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名及び現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、現地再委託費は本見積りとして計上すること。

8. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務は、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 調査用資機材の輸出管理

調査用資機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に

対して所定様式により報告するものとする。

また、同資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(3) 機材管理上の留意点

本調査期間中の調査用資機材の管理は、コンサルタントが行い、調査終了時に JICA と協議し、カウンターパート機関に引き渡すものと JICA ミャンマー事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

調査用資機材については JICA に所有権があることから、所定様式に台帳記入し、JICA に提出すること。台帳記入に係る様式、問い合わせ先等については、JICA ホームページ調達情報（お知らせ）を参照（「業務実施契約案件及び PROTECO 案件に機材の調達を含む場合の対応について」）（http://www.jica.go.jp/announce/new_info/HP01-01.html）すること。

また、「受託団体向け機材調達ガイドライン」に則った調達を行い、調達機材については契約締結後に契約書（写）を添付のうえ、選定経緯、入札結果について JICA に報告すること。

(4) 安全管理

現地作業期間中は JICA 行動規範を遵守することを始めとして、安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館等から十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

JICA 専門家と常時連絡が取れる体制とし、特に地方で活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同専門家と緊密に連絡を取る様に留意する。

加えて、滞在期間等に応じて在留届の提出または外務省の「たびレジ」への登録を行う。

(ア) 3か月以上の滞在→在留届の提出

(イ) 3か月未満の滞在→外務省「たびレジ」への登録

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルで記載する。

(5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

